

# 輸出事後調査の概要



名古屋税関  
調査部輸出調査部門



# 1. 輸出事後調査の概要

# 2. 非違事例

**【参考資料】**

**外為法違反事案の分析結果**

# 1. 輸出事後調査の概要

- 輸出事後調査は、輸出者に対し、輸出管理体制や通関処理体制の構築を促すことで適正かつ迅速な輸出通関を実現することを目的としています。
- 具体的には、輸出者の事業所等を税関職員が個別に訪問し、輸出貨物についての帳簿書類を検査することにより、輸出手続が関税法その他の関係法令(他法令)の規定に従って、正しく行われたか否かを確認します。

## ① 輸出申告・許可【関税法第67条】

税関へ輸出申告し、審査・検査を経て許可を受けなければなりません。

輸出申告の手続は、貨物の品名などを記載した「輸出申告書」に、仕入書など必要な書類を添付して税関に提出することにより行います。

輸出申告に併せて

## ② 他法令の証明等【関税法第70条】

関税関係法令以外の法令（他法令）で、輸出の許可・承認等が義務付けられている貨物は、輸出申告の際（第1項）又は、検査・審査の際（第2項）、それを受けていることを税関に証明する必要があります。

### 【関税法第70条第1項に該当する他法令の証明】

この条項で規定する他法令の書類は、税関への輸出申告前に準備しなければなりません。例えば、貨物が輸出貿易管理令の規制に該当する場合、通関業者等への輸出手続申込等の際、忘れずその事実を伝えてください。

# (参考)関税法第70条関係 輸出関係他法令一覧



法令名	主な品目	主管省庁課
外国為替及び外国貿易法 輸出貿易管理令	武器・化学兵器、麻薬、ワシントン条約該当物品、特定有害廃棄物、制裁（輸出禁止措置）対象貨物等	経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部 安全保障貿易審査課 貿易管理課
文化財保護法	重要文化財又は重要美術品 天然記念物 重要有形民俗文化財	文化庁文化財第一課
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥、獣及びそれらの加工品、鳥類の卵等（野生動物に限る。）	環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理課
麻薬及び向精神薬取締法	麻薬、大麻草、大麻草製品、向精神薬、麻薬向精神薬原料等	厚生労働省医薬局 監視指導・麻薬対策課
あへん法	あへん、けしがら	
覚醒剤取締法	覚醒剤、覚醒剤原料	
狂犬病予防法	犬、猫、あらいぐま、きつね、スカンク	農林水産省消費・安全局 動物衛生課
家畜伝染病予防法	偶蹄類の動物、馬、鶏、あひるなどの家きん、兎、みつばち及びこれらの動物の肉、ソーセージ、ハム等、稲わら（一部）	
植物防疫法	植物（顕花植物、しだ類又はせんたい類に属する植物（その部分、種子、果実及びむしろ、こもその他これに準ずる加工品を含む））、有害植物、有害動物（昆虫・ダニ等）	農林水産省消費・安全局 植物防疫課
道路運送車両法	中古自動車	国土交通省自動車局 自動車情報課
特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律	あわび、なまこ及びこれらの加工品	水産庁漁政部加工流通課水産流通適正化推進室

## 関税法第105条（税関職員の権限）

税関職員は、職務を執行するため必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、次に掲げる行為をすることができる。

4の2 輸出された貨物について、その輸出者、その輸出に係る通関業務を取り扱った通関業者、当該輸出の委託者その他の関係者（次項において「輸出者等」という。）に質問し、当該貨物についての帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めること

（参考）輸入事後調査に係る権限（関税法第105条第1項6号）

6 輸入された貨物について、その輸入者、その輸入に係る通関業務を取り扱った通関業者、当該輸入の委託者、不当廉売（関税定率法第八条第一項（不当廉売関税）に規定する不当廉売をいう。）された貨物（同条第三十六項の規定により不当廉売された貨物の輸入とみなされるものを含む。）の国内における販売を行つた者その他の関係者（次項において「輸入者等」という。）に質問し、当該貨物若しくは当該貨物についての帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めること

## 関税法第94条（帳簿の備付け等）

- ☞ **関税関係帳簿**及び**関税関係書類**の保存義務（輸入・輸出両方）

## 関税法施行令第83条（帳簿の記載事項等）

- ☞ 帳簿及び書類の詳細を規定
- ☞ 保存期間：輸入7年 **輸出5年**

## **関税関係帳簿**

輸出の許可を受けた貨物の品名、数量、価格、仕向人の氏名又は名称、当該許可の年月日及び許可書の番号を記載したもの

## **関税関係書類**

輸出の許可を受けた貨物の契約書、仕入書、包装明細書、価格表、製造者又は売渡人の作成した仕出人との間の取引についての書類その他税関長に対して輸出の許可に関する申告の内容を明らかにする書類

## **電子取引の取引情報**

電子取引を行った場合の当該取引情報

## 背景・課題

- **経済安全保障**：安全保障の裾野が経済・技術分野に急速に拡大
- **経済安全保障上の脅威への対処が政府全体として重要な政策課題**

## 取組の概要

### 「**経済安全保障に係る税関における対応について**」

〈関税局長通達（公開通達） 令和4年6月10日付、財関第439号〉

**外国為替及び外国貿易法(外為法)において輸出が規制されている軍事転用のおそれのある製品や技術等の流出につながる不正輸出の防止を念頭にして**

- ① 関係機関及び民間事業者との連携を強化し、不正輸出に関する情報の収集を促進して集約するとともに、情報分析を強化する
- ② 適正な輸出通関の徹底を図るとともに、**輸出された貨物に関する事後調査の充実を図る**

## ◆関税法

### (証明又は確認)

第70条 他の法令の規定により輸出又は輸入に関して許可、承認その他の行政機関の処分又はこれに準ずるもの（以下この項において「許可、承認等」という。）を必要とする貨物については、輸出申告又は輸入申告の際、当該許可、承認等を受けている旨を税関に証明しなければならない。

(略)

3 第一項の証明がされず、又は前項の確認を受けられない貨物については、輸出又は輸入を許可しない。

## ◆外国為替及び外国貿易法（外為法）

### (税関長に対する指揮監督等)

第五十四条 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、その所掌に属する貨物の輸出又は輸入に関し、税関長を指揮監督する。

## ◆輸出貿易管理令（輸出令）

### (税関の確認等)

第五条 税関は、経済産業大臣の指示に従い、貨物を輸出しようとする者が法第四十八条第一項の規定による許可若しくは第二条第一項の規定による承認を受けていること又は当該許可若しくは承認を受けることを要しないことを確認しなければならない。

## 外為法第48条（輸出の許可等）

国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める特定の地域を仕向地とする**特定の種類の貨物の輸出をしようとする者は、政令で定めるところにより、経済産業大臣の許可を受けなければならない。**（第1項抜粋）

## 輸出貿易管理令

### **別表第1（第一条、第四条関係）**

1の項～15の項：リスト規制（貨物）

16の項：キャッチオール規制（エンドユーザー等）

### **別表第2（第二条、第四条、第十二条関係）**

麻薬原料、バーゼル条約、ワシントン条約 など

### **別表第2の3（第二条、第四条関係）**

ロシア等向け貨物関係



項番	項目	項番	項目	項番	項目	項番	項目
<b>1 武器</b>		(13)	誘導路・アーク炉・溶解炉又はこれらの部分品等	(48)	トリチウム製造・回収・貯蔵装置等	(18の2)	ロケット・UAV用熱電池
(1)	銃砲・銃砲弾等	(14)	アイソスタチックプレス等	(49)	白金触媒	(19)	航空機・船舶用重力系・重力勾配計
(2)	爆発物・発射装置等	(15)	ロボット等	(50)	ヘリウム3	(20)	ロケット・UAV発射台・支援装置
(3)	火薬類・軍用燃料	(16)	振動試験装置等	(51)	レニウム等の一次製品	(21)	ロケット・UAV用無線遠隔測定装置他
(4)	火薬又は爆薬の安定剤	(17)	ガス遠心分離機ロータ用構造材料	(52)	防爆構造の容器	(22)	ロケット搭載用電子計算機
(5)	指向性エネルギー兵器等	(18)	ヘリウム	<b>3 化学兵器</b>		(23)	ロケット・UAV用A/D変換器
(6)	運動エネルギー兵器等	(19)	核兵器起爆用アルファ線源用物質	(1)	軍用化学製剤の原料、軍用化学製剤と同等の毒性の物質・原料	(24)	振動試験装置等、空気力学試験装置・燃焼試験装置他
(7)	軍用車両・軍用仮設橋等	(20)	ほう素10	(2)	化学製剤用製造機械装置等	(24の2)	ロケット設計用電子計算機
(8)	軍用船舶等	(21)	核燃料物質製造用還元剤・酸化剤	(3)	反応器又は貯蔵容容器の修理用の組立品等	(25)	音波・電波・光の減少材料・装置
(9)	軍用航空機等	(22)	るつぼ	<b>3の2 生物兵器</b>		(26)	ロケット・UAV用IC・探知装置・レドーム
(10)	防潜網・魚雷防御網他	(23)	ハフニウム	(1)	軍用細菌製剤の原料	<b>5 先端材料</b>	
(11)	装甲板・軍用ヘルメット・防弾衣等	(24)	リチウム	(2)	細菌製剤用製造装置等	(1)	ふっ素化合物製品
(12)	軍用探照灯・制御装置	(25)	タンガステン	<b>4 ミサイル</b>		(2)	(削除)
(13)	軍用細菌製剤・化学製剤等	(26)	シリコニウム	(1)	ロケット・製造装置等	(3)	芳香族ポリイミド製品
(13の2)	軍用細菌製剤・化学製剤などの浄化用化学物質混合物	(27)	ふっ素製造用電解槽	(1の2)	無人航空機(UAV)・製造装置等	(4)	チタン・アルミニウム合金成型工具
(14)	軍用化学製剤用細胞株他	(28)	ガス遠心分離機ロータ製造装置等	(2)	ロケット誘導装置・試験装置等	(5)	チタン・ニッケル等の合金・粉、製造装置等
(15)	軍用火薬類の製造・試験装置等	(29)	遠心力式約合試験機	(3)	推進装置等	(6)	金属磁性材料
(16)	兵器製造用機械装置等	(30)	フィラメントワインディング装置等	(4)	しごきスピニング加工機等	(7)	ウランチタン合金・タンガステン合金
(17)	軍用人工衛星又はその部分品	(31)	レーザー発振器	(5)	サーボ弁、ポンプ、ガスタービン	(8)	超電導材料
<b>2 原子力</b>		(32)	質量分析計・イオン源	(6)	推進薬・原料	(9)	(削除)
(1)	核燃料物質・核原料物質	(33)	圧力計・ペローズ弁	(7)	推進薬の製造・試験装置等	(10)	潤滑剤
(2)	原子炉・原子炉用発電装置等	(34)	ソレノイドコイル形超電導電磁石	(8)	粉粒体用混合器等	(11)	振動防止用液体
(3)	重水素・重水素化合物	(35)	真空ポンプ	(9)	ジェットミル・粉末金属製造装置等	(12)	冷媒用液体
(4)	人造黒鉛	(35の2)	スクロール型圧縮機等	(10)	複合材料製造装置等	(13)	セラミック粉末
(5)	核燃料物質分離再生装置等	(36)	直流電源装置	(11)	ノズル	(14)	セラミック複合材料
(6)	リチウム同位元素分離用装置等	(37)	電子加速器・エックス線装置	(12)	ノズル・再突入機先端部製造装置他	(15)	ポリジオール・ポリシラザン他
(7)	ウラン・プルトニウム同位元素分離用装置等	(38)	衝撃試験機	(13)	アイソスタチックプレス・制御装置	(16)	ビスマレイミド・芳香族ポリアミドイミド他
(8)	周波数変換器等	(39)	高速度撮影が可能なカメラ等	(14)	複合材用の炉・制御装置	(17)	ふっ化ポリイミド等
(9)	ニッケル粉・ニッケル多孔質金属	(40)	干渉計・圧力測定器・圧力変換器	(15)	ロケット・UAV用構造材料	(18)	プリプレグ・プリフォーム・成型品等
(10)	重水素・重水素化合物の製造装置等	(41)	核兵器起爆(試験)用貨物	(16)	ロケット・UAV用加速度計・ジャイロスコープ等	(19)	ほう素・ほう素合金・硝酸グアニジン他
(10の2)	ウラン・プルトニウム製造用装置等	(42)	光電子増倍管	(17)	ロケット・UAV用飛行・姿勢制御装置他	<b>6 材料加工</b>	
(11)	しごきスピニング加工機等	(43)	中性子発生装置	(18)	アビオニクス装置等	(1)	軸受等
(12)	1 数値制御工作機械	(44)	遠隔操作のマニピュレーター			(2)	数値制御工作機械
	2 測定装置	(45)	放射線遮蔽窓・窓枠			(3)	歯車製造用工作機械
		(46)	放射線影響防止テレビカメラ・レンズ				
		(47)	トリチウム				



項番	項目	項番	項目	項番	項目	項番	項目
(4)	アイソスタチックプレス等	(21)	燐・砒素・アンチモンの水素化合物	(4)	電子式のカメラ等	<b>13 推進装置</b>	
(5)	コーティング装置等	(22)	炭化けい素等	(5)	反射鏡		
(6)	測定装置等	(23)	多結晶の基板	(6)	宇宙用光学部品等	(1)	ガスタービンエンジン等
(7)	ロボット等	(24)	シリコン又はゲルマニウムのふっ化物、水素化合物又は塩化物	(7)	高顕器械又は光学部品の制御装置	(2)	人工衛星・宇宙開発用飛しょう体等
(8)	フードバック装置他			(7の2)	非球面光学素子	(2の2)	人工衛星等の制御装置等
(9)	絞りスピニング加工機	(25)	シリコン、シリコンの酸化物、ゲルマニウム若しくはゲルマニウムの酸化物又はこれらの基板（(18)及び(23)に掲げるものを除く。）若しくはインゴット、プールその他のプリフォーム	(8)	レーザー発振器等	(3)	ロケット推進装置等
(10)	積層造形用の装置又はその部分品			(8の2)	レーザーマイクロフォン	(4)	無人航空機等
<b>7 エレクトロニクス</b>				(9)	磁力計・水中電場センサー・磁場勾配計・校正装置他	(5)	(1)から(4)、15の(10)の試験装置・測定装置・検査装置等
(1)	集積回路	<b>8 電子計算機</b>		(9の2)	水中検知装置	<b>14 その他</b>	
(2)	マイクロ波用機器・ミリ波用機器等	(1)	電子計算機等	(10)	重力計・重力勾配計	(1)	粉末状の金属燃料
(3)	信号処理装置等	<b>9 通信</b>		(11)	レーダー等	(2)	火薬・爆薬成分、添加剤・前駆物質
(4)	超電導材料を用いた装置	(1)	伝送通信装置等	(11の2)	光センサー 製造用マスク・レチクル	(3)	ディーゼルエンジン等
(5)	超電導電磁石	(2)	電子交換装置	(12)	光反射率測定装置他	(4)	<削除>
(6)	一次・二次セル、太陽電池セル	(3)	通信用光ファイバー	(13)	重力計製造装置・校正装置	(5)	自給式潜水用具等
(7)	高電圧用コンデンサ	(4)	<削除>	<b>11 航法装置</b>		(6)	航空機輸送土木機械等
(8)	エンコーダ又はその部分品	(5)	フェーズドアレーアンテナ	(1)	加速度計等	(7)	ロボット・制御装置等
(8の2)	サイリスターデバイス・サイリスターモジュール	(5の2)	監視用方向探知器等	(2)	ジャイロスコップ等	(8)	<削除>
(8の3)	電力制御用半導体素子	(5の3)	無線通信傍受装置等	(3)	慣性航行装置	(9)	催涙剤・くしゃみ剤、これらの散布装置等
(8の4)	光変調器	(5の4)	受信機能のみで電波塔の干渉を観測する位置探知装置	(4)	ジャイロ天測航法装置、衛星航法システム電波受信機、航空機用高度計等	(10)	簡易爆発装置等
(9)	サンプリングオシロスコープ	(5の5)	インターネット通信監視装置等	(4の2)	水中ソナー航法装置等	(11)	爆発物探知装置
(10)	アナログデジタル変換器	(6)	(1)から(3)、(5)から(5の5)までの設計・製造装置等	(5)	(1)から(4の2)までの試験・製造装置他	<b>15 機微項目</b>	
(11)	デジタル方式の記録装置			<b>12 海洋関連</b>		(1)	潜水艇
(12)	信号発生器	(7)	暗号装置等	(2)	船舶の部分品・附属装置	(2)	電波・赤外線吸収材・導電性高分子
(13)	周波数分析器	(8)	情報伝達信号漏洩防止装置等	(3)	水中回収装置	(3)	核熱源物質
(14)	ネットワークアナライザー	(9)	(削除)	(4)	水中用の照明装置	(4)	デジタル伝送通信装置等
(15)	原子周波数標準器	(10)	盗聴検知機能通信ケーブルシステム等	(5)	水中ロボット	(4の2)	簡易爆発装置の妨害装置
(15の2)	スプレー冷却方式の熱制御装置	(11)	(7)、(8)若しくは(10)の設計・製造・測定装置	(6)	密閉動力装置	(5)	水中探知装置等
(15の3)	極低温用に設計した冷却装置又はその部分品	<b>10 センサー等</b>		(7)	回流水槽	(6)	宇宙用光検出器
(16)	半導体製造装置等	(1)	水中探知装置等	(8)	浮力材	(7)	送信するパルス幅が100ナノ秒以下のレーダー
(17)	マスク・レチクル等	(2)	光検出器・冷却器等	(9)	閉鎖・半閉鎖回路式自給式潜水用具	(8)	潜水艇
(17の2)	マスク製造基材	(3)	センサー用の光ファイバー	(10)	妨害用水中音響装置	(9)	船舶用防音装置
(18)	半導体基板					(10)	ラムジェットエンジン、スクラムジェットエンジン、複合サイクルエンジン等
(19)	レジスト						
(20)	アルミニウム・ガリウム他の有機金属化合物、燐・砒素他の有機化合物						



【参考様式】

作成年月日

宛先（※1）

輸出貿易管理令別表第1の1から15までの項  
に係る非該当証明書

会社名  
住所  
(該非判定責任者)  
所属・役職  
氏名  
連絡先

当社が該非判定を行った結果、以下の貨物は輸出貿易管理令  
別表第1の1から15までの項のいずれの項にも該当しないこ  
とを証明します。(※2)

なお、輸出貿易管理令別表第1の16の項には該当します。

貨物名  
型式等

以上

(注)

※1：税関に提出する場合には、宛先を「〇〇税関長(〇〇(支署)(出  
張所)長)宛て」としてください。

※2：該当しない旨の根拠を示す(製造者等が作成した)資料等を  
添付してください。

## 非該当証明書発行に当たってのポイント

税関等から該非判定を適切に行っているかを問われる場合があり  
ますので、リスト規制非該当を示す非該当証明書をご用意頂くこと  
をお薦めします。なお、非該当証明書は当省に対して提出する書類  
ではありません。

### (1) 輸出者がメーカー等に「非該当証明書」を求める場合

- ① 現行の規制リストの仕様に照らして、輸出貿易管理令別表第1の1項から15項のいずれにも当てはまらない根拠をメーカー等に確認しておく必要があります。
- ② 当てはまらない場合でも、通常、16項には当てはまりますので、輸出者は用途や需要者のチェックをしてください。

### (2) メーカー等が輸出者に対して「非該当証明書」を発行する場合

- ① 現行の規制リストの仕様に照らして、輸出貿易管理令別表第1の1項から15項のいずれにも当てはまらない根拠を輸出者や税関に明らかにできるようにしておく必要があります。
- ② 当てはまらない場合でも、通常、16項には当てはまりますので、用途や需要者のチェックをするよう、メーカー等はその旨を輸出者に伝えてください。

# 外国ユーザーリスト(最新:R7.9.29公布 10.9施行)



- 大量破壊兵器等の開発等への関与が懸念される企業・組織を掲載したリスト
- 経済産業省が作成・公表
- 輸出する貨物のユーザーがこのリストに掲載されている場合は、当該貨物の用途と取引の態様・条件についてチェックし、大量破壊兵器等の開発などに用いられないことが明らかでない場合、経済産業省への輸出許可申請が必要

No.	国名、地域名 Country or Region	企業名、組織名 Company or Organization	別名 Also Known As	懸念区分 Type of WMD	通常兵器 Conventional Weapons
1	アフガニスタン Islamic Republic of Afghanistan	Al Qa'ida/Islamic Army	<ul style="list-style-type: none"> <li>Al Qaeda</li> <li>Islamic Salvation Foundation</li> <li>The Base</li> <li>The Group for the Preservation of the Holy Sites</li> <li>The Islamic Army for the Liberation of Holy Places</li> <li>The World Islamic Front for Jihad against Jews and Crusaders</li> <li>Usama Bin Laden Network</li> <li>Usama Bin Laden Organisation</li> </ul>	生物、化学、ミサイル、核 B,C,M,N	通常兵器 CW
2	アフガニスタン Islamic Republic of Afghanistan	Ummah Tameer E-Nau (UTN)	<ul style="list-style-type: none"> <li>FOUNDATION FOR CONSTRUCTION</li> <li>NATION BUILDING</li> <li>RECONSTRUCTION FOUNDATION</li> <li>RECONSTRUCTION OF THE ISLAMIC COMMUNITY</li> <li>RECONSTRUCTION OF THE MUSLIM UMMAH</li> <li>UMMAH TAMEER I-NAU</li> <li>UMMAH TAMIR E-NAU</li> <li>UMMAH TAMIR I-NAU</li> <li>UMMAT TAMIR E-NAU</li> <li>UMMAT TAMIR-I-PAU</li> </ul>	生物、化学、核 B,C,N	
3	アラブ首長国連邦 United Arab Emirates	Al-Bairaq for international land transport		ミサイル M	
4	アラブ首長国連邦 United Arab Emirates	Candid General Trading LLC	Candid Trading LLC	ミサイル M	
5	アラブ首長国連邦 United Arab Emirates	Delta Engineering Concern FZE (DEC)		核 N	

## 国別の掲載企業・組織数

国名	掲載数	増減
アフガニスタン	AF	2
アラブ首長国連邦	AE	29
イエメン	YE	2
イスラエル	IL	1
イラン	IR	257
インド	IN	2
エジプト	EG	3
北朝鮮	KP	154
シリア	SY	19
台湾	TW	5
中国	CN	127
パキスタン	PK	103
香港	HK	22
レバノン	LB	9
ロシア	RU	100
		835

835	ロシア Russian Federation	Zavod "Miass"	<ul style="list-style-type: none"> <li>AO Miasskiy mashinostroitelnyy zavod</li> <li>JSC MMZ</li> <li>Miass Machine-Building Factory</li> </ul>	ミサイル M	
削除	イラン Islamic Republic of Iran	Sho'a Aviation		ミサイル、核 M,N	
削除	イラン Islamic Republic of Iran	Special Industries Group (SIG)		生物、化学、ミサイル、核 B,C,M,N	
削除	インド India	Directorate of Purchase and Stores, DAE		核 N	
削除	中国 People's Republic of China	Academy of Military Medical Sciences, Institute of Microbiology and Epidemiology (軍事医学研究院 微生物流行病研究所)	Institute of Microbial Epidemiology	生物 B	
削除	中国 People's Republic of China	Beijing Starneto Technology Co., Ltd.		ミサイル M	

※経済産業省HP掲載資料「リスト改正箇所」から抜粋

## ポイント

※令和7年10月9日施行の**通常兵器補完的輸出規制の見直し**を受け、今回から**通常兵器の開発等、取引状況等の確認を要する外国団体の情報が追加された**

※**外国ユーザーリストは、毎年改正あり！！**

※**別名、略称にも注意が必要**

## 税関

Japan Customs

不正輸出の可能性に気づいたら・・・  
**情報提供をお願いします**

例えば・・・

- こんな精密機械を何に使うのだろう？
- 貨物の内容と仕向先が不釣り合いじゃないかな？
- 同時期に複数の輸出者が同一製品を同一の仕向先に輸出？
- データ保存されている記録媒体(USBメモリなど)を輸出？

**軍事転用のおそれのある製品や技術の不正輸出かも** ⚠️

あなたの気づきが**日本の国益**や**世界の平和**を守るかもしれません

税関では、安全・安心な社会の実現に向けて  
**経済安全保障の確保に取り組んでいます**

連絡先: ☎ 0120-461-961 (24時間)  
 税関HP: <https://www.customs.go.jp>

密輸情報提供サイト

## 税関

Japan Customs

### 「不正輸出かも？」と思ったら、税関まで！！

#### 軍事転用の可能性

民生用の製品を製造するとの説明だけど、HPを見ると兵器も製造しているみたいだ・・・

民生用と偽って**兵器の製造**に転用

#### 需要者を偽っている可能性

病院でIC（集積回路）を何に使うのかな？

別の企業・組織やダミー企業を経由して**兵器製造工場**に迂回輸出

#### 規制逃れの可能性

複数の国内取引先から、同じ時期に同じ製品の引き合いがあったけど・・・

複数の調達先を用意し、**規制逃れ**

#### 技術流出の可能性

HPがないような海外研究機関から、共同研究を持ち掛けられ、技術情報をUSBメモリなどの記録媒体で輸出するよう求められたけど・・・

**技術流出**&軍事転用

## 2. 非違事例

## 1. 実質犯（密輸犯）

### （無許可輸出入・虚偽申告）

**第百十一条** 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の拘禁刑若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、当該犯罪に係る貨物の価格の五倍が千万円を超えるときは、罰金は、当該価格の五倍以下とする。

- 一 第六十七条（輸出又は輸入の許可）（第七十五条（外国貨物の積戻し）において準用する場合を含む。次号及び次項において同じ。）の許可を受けべき貨物について当該許可を受けないで当該貨物を輸出（本邦から外国に向けて行う外国貨物（仮に陸揚げされた貨物を除く。）の積戻しを含む。次号及び次項において同じ。）し、又は輸入した者
- 二 第六十七条の申告又は検査に際し、偽つた申告若しくは証明をし、又は偽つた書類を提出して貨物を輸出し、又は輸入した者

## 2. 形式犯

### (関税重秩序犯 ～職権拒否)

**第百十四条の二** 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

十六 **第百五条第一項**（税関職員の権限）**の規定による税関職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、又はその職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者**

※公務執行妨害罪（刑法）の補完的規定

### (関税軽秩序犯 ～帳簿備付義務違反)

**第百十五条の二** 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第七条の九第一項（特例輸入者に係る帳簿の備付け等）、第六十七条の八第一項（特定輸出者に係る帳簿の備付け等）又は**第九十四条第一項（帳簿の備付け等）**（同条第二項において準用する場合を含む。）**の規定に違反して特例輸入関税関係帳簿、特定輸出関税関係帳簿又は関税関係帳簿の記載をせず、若しくは偽り、又はこれらの帳簿を隠した者**

## ① 「輸出」の認識不足、欠如

- ・国際宅配便貨物について、輸出であるという認識がない。
- ・外国製品を購入（輸入）後、修理返送や返品をすることについては、輸出であるという認識がない。

非違

●帳簿書類を保存していない。

●輸出令に係る該非判定を行っていない。

### 【ポイント】

輸出とは、内国貨物を外国に向けて送り出すことをいう。

～関税法第2条第1項第2号～

## (①つづき) 手荷物について

- 原則：手荷物の輸出申告は簡易な手続（旅具通関。口頭申告など）。空港等で税関職員と対面しない場合もある。

【旅具通関の範囲】 関税法基本通達42-15、62-2-7、消費税法第7条第1項、消費税法第8条第1項、輸出貿易管理令別表第6

- 注意：手荷物に輸出貿易管理令(輸出令)の規定で輸出の許可・承認が必要なものがあれば、通常の輸出申告が必要。

非違

輸出令に係る輸出許可証等を取得した手荷物を税関へ輸出申告をせずに外国へ持ち出した場合、「密輸出」となる。

## ②安全保障貿易管理に関する知識・認識不足、欠如

- ・自社の製品は大量破壊兵器になんて使うことができない。
- ・何かあれば通関業者が教えてくれるはず。（他人まかせ）
- ・安全保障貿易管理体制の形骸化

非違

●適正な該非判定を行っていない。  
(形式的なチェック)

●該非判定書類を保存していない。

【ポイント】

外為法上の責任は、基本的には輸出者等が負う。

## ③輸出令別表第1に係る少額特例（輸出令第4条第1項第4号）

- ・リスト規制対象貨物（例えば5項）の輸出で、契約総価格が500万円だが、1回の船積み価格が50万円なので許可不要。
- ・総価格が100万円以下の少額特例が適用可能な項番の貨物なのに許可が必要？（告示貨物）

非違

●特例の誤適用

●外為法の未許可輸出

### 【ポイント】

- ・総価額は、船積み回数に拘わらず、契約書記載のリスト規制対象貨物の該当項番毎の総額。
- ・輸出令別表3の3の貨物(告示貨物等)は、5万円以下。

## ④迂回輸出

- ・第3国を経由すれば問題ない。経由地、仕向地とは？
- ・相手国へ直接輸出することができない外為法の規制対象貨物について、仕向地を偽って輸出



非違

●外為法の未許可等輸出

●関税法の虚偽申告

### 【ポイント】

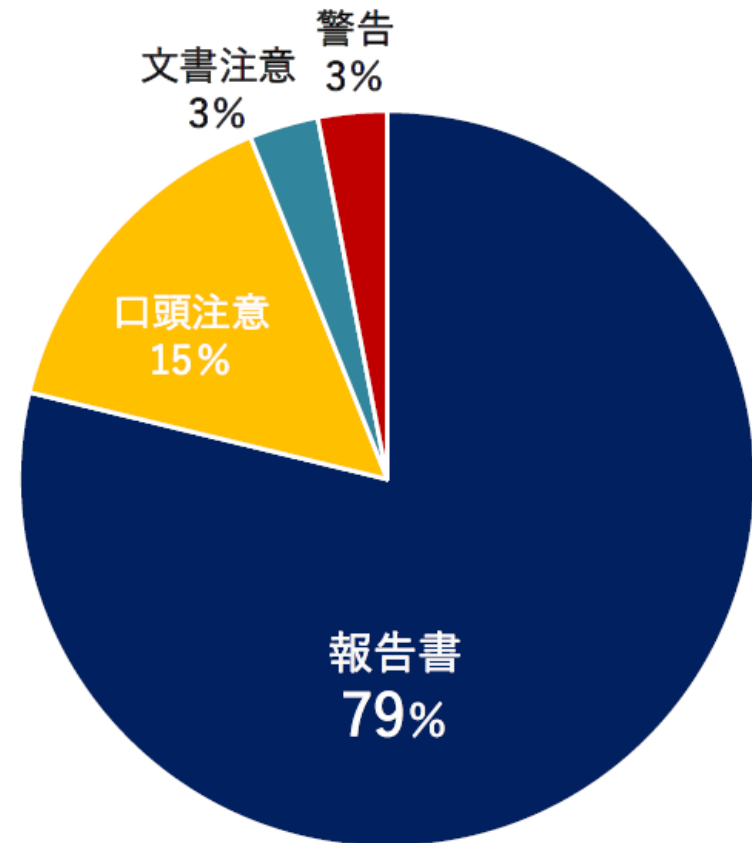
仕向地：（外為法） 輸出貨物の最終陸揚港の属する国  
（関税法） 輸出貨物とその取引において最終的に仕向けられる場所

## **【参考資料】外為法違反事案の分析結果**

- ◆ 経済産業省が毎年、HPで公表
- ◆ 最新版は、2023年度（2023年4月1日～2024年3月31日）に処分を決定した事案を対象として分析した結果をまとめたもの。（2024年12月公表）

- 「行政制裁」 & 「警告」：故意性のある悪質な違反に対する処分実績が**3%**。
- 「経緯書+文書注意」 & 「経緯書+口頭注意」：法益侵害度、再発可能性等を勘案し、比較的問題が大きい事案の場合に行う処分は、それぞれ**3%**、**15%**。
- 「報告書」：違反原因の究明と再発防止の宣誓ですとする軽微な事案は**最多の79%**。

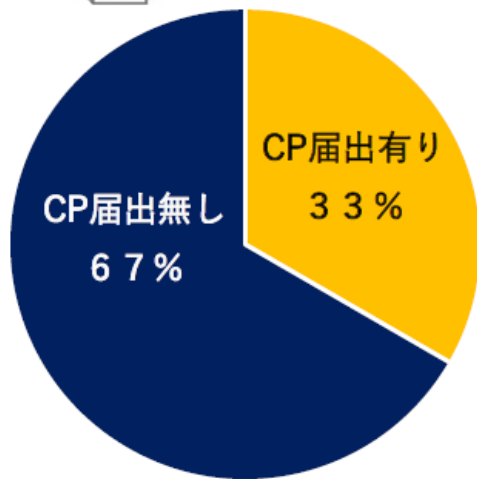
処分内容	割合
行政制裁	0%
警告	3%
経緯書+文書嚴重注意	3%
経緯書+口頭注意	15%
報告書	79%
合計	100%



- CP届出別で見ると、CP届出企業以外の割合が高い(67%)。
- 資本金別で見ると、3億円超が過半(55%)を占める。
- 従業員別で見ると、300人超が約半数(49%)を占める。
- CP届出別及び従業員数別については、前年の構成比と大きな違いはないが、資本金別については逆転している。



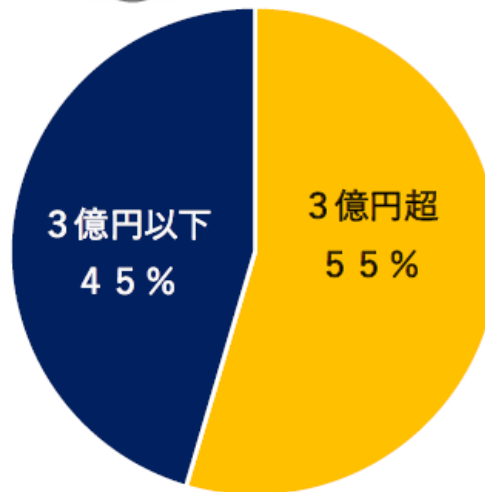
CP届出別



企業	割合
CP企業	33%
CP企業以外	67%
合計	100%



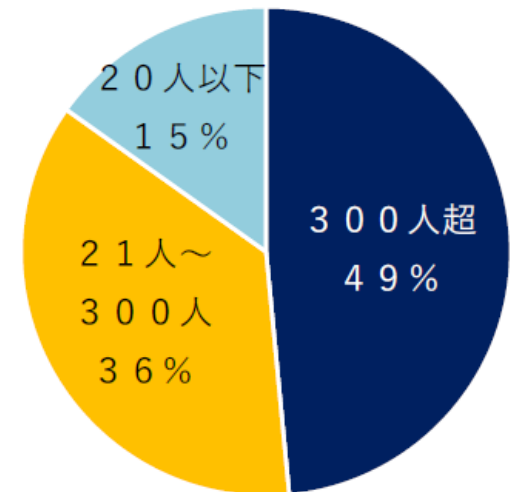
資本金別



資本金	割合
3億円超	55%
3億円以下	45%
合計	100%



従業員数別



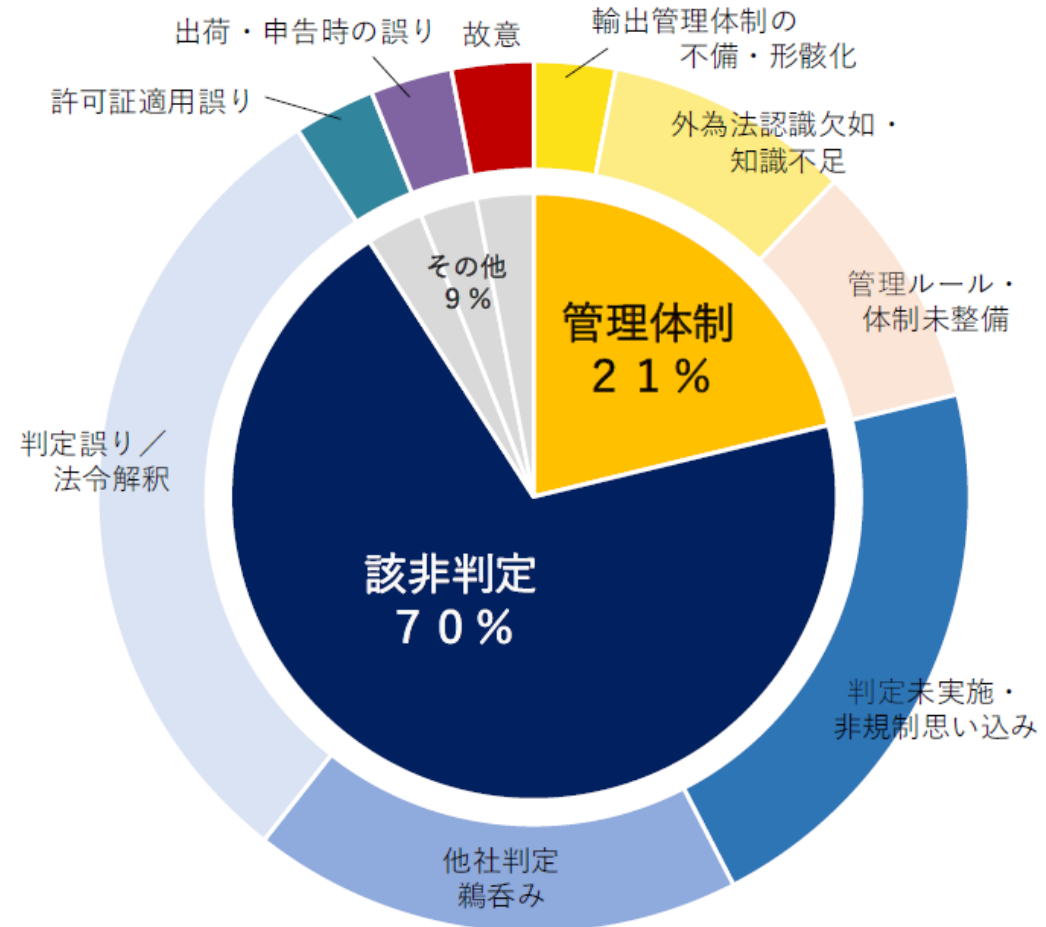
従業員数	割合
300人超	49%
300人~21人	36%
20人以下	15%
合計	100%

# 経済産業省公表(③違反原因分類別割合)

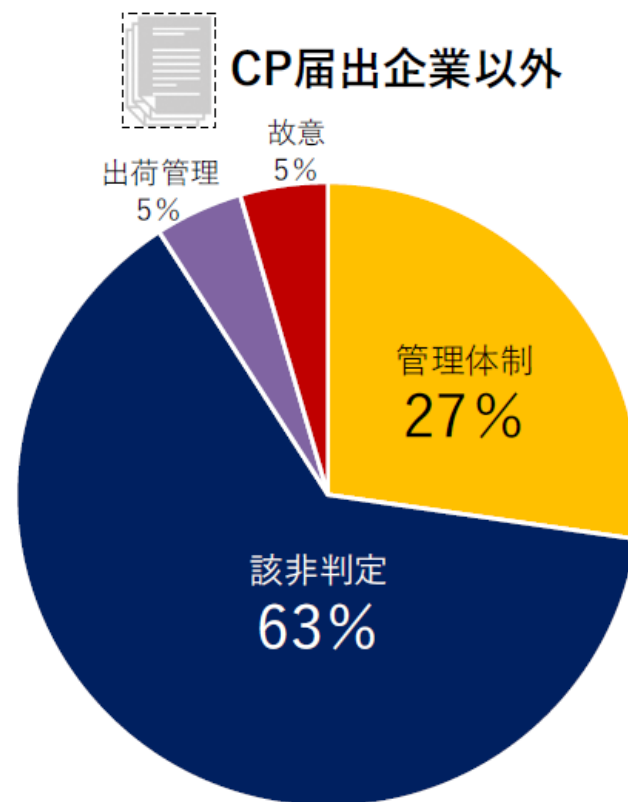
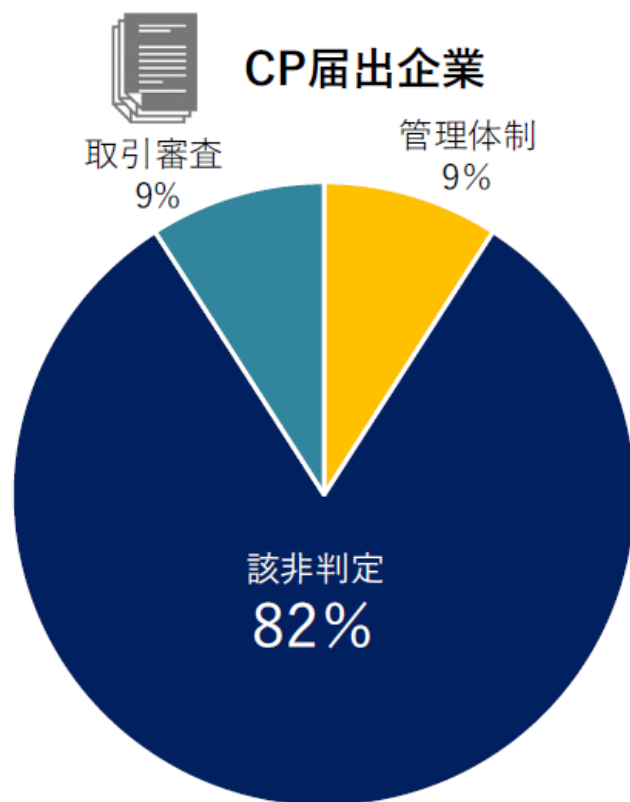


- 該非判定未実施・判定誤り・他社判定鵜呑みなど「該非判定」の違反が70%と多く、特に「判定誤り/法令解釈誤り」が30%と多数を占める。
- 外為法認識不足や知識の欠如・輸出管理体制未整備など「管理体制」の違反が21%。
- なお、違反は個々のさまざまな要素の連鎖の結果という面があることにも留意が必要。

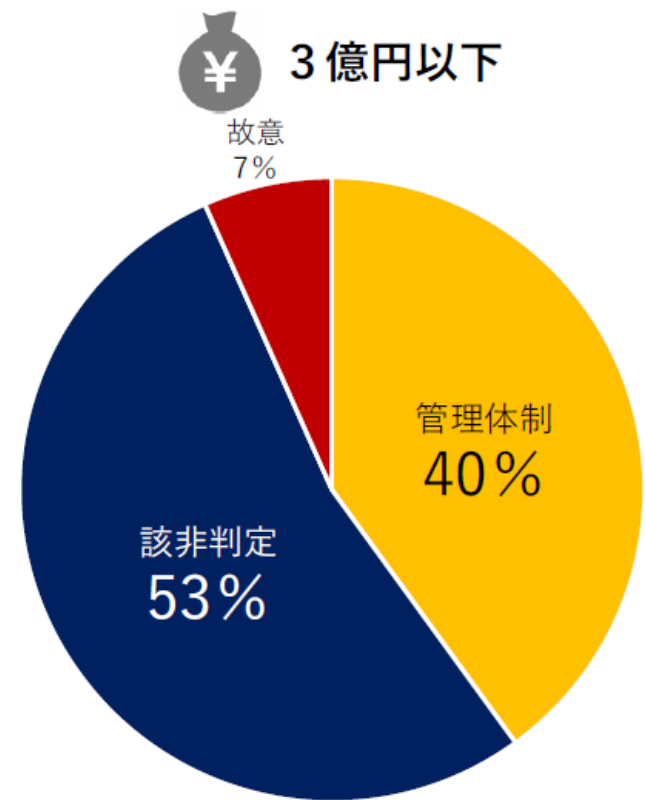
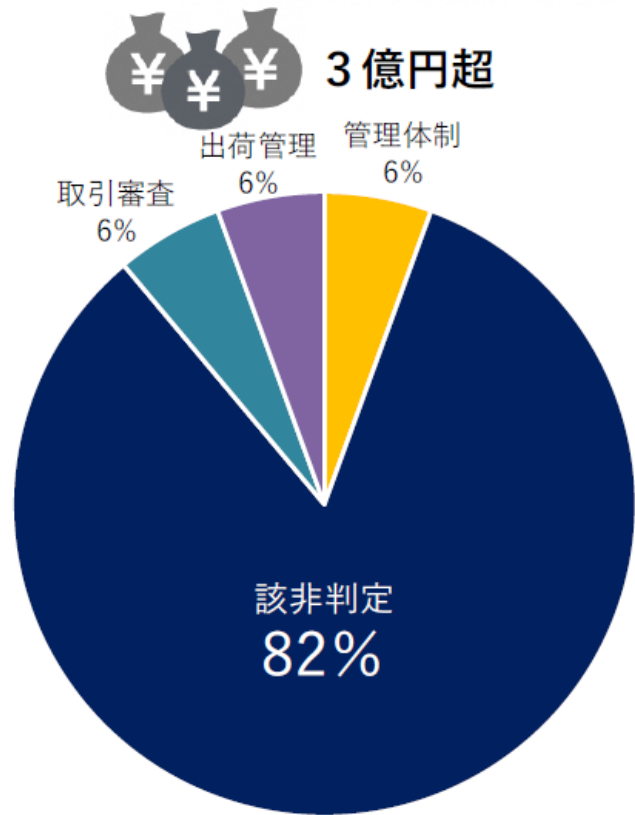
分類	違反原因	割合
管理体制	輸出管理体制の不備・形骸化	3%
	外為法認識欠如・知識不足	9%
	管理ルール・体制未整備	9%
該非判定	判定未実施/非規制思い込み	21%
	他者誤判定鵜呑み	18%
	判定誤り/法令解釈誤り	30%
取引審査	許可証適用誤り	3%
	許可申請等誤り	0%
出荷管理	出荷・申告時の誤り	3%
故意	故意	3%
合計		100%



※違反の原因は主要因を集計しているが、事案によっては付随する要因がある。



違反原因	CP届出企業	CP届出企業以外
管理体制	9%	27%
該非判定	82%	63%
取引審査	9%	0%
出荷管理	0%	5%
故意	0%	5%



違反原因	3億円超	3億円以下
管理体制	6%	40%
該非判定	82%	53%
取引審査	6%	0%
出荷管理	6%	0%
故意	0%	7%

# 經濟產業省公表(③違反原因分類別割合(従業員数別))

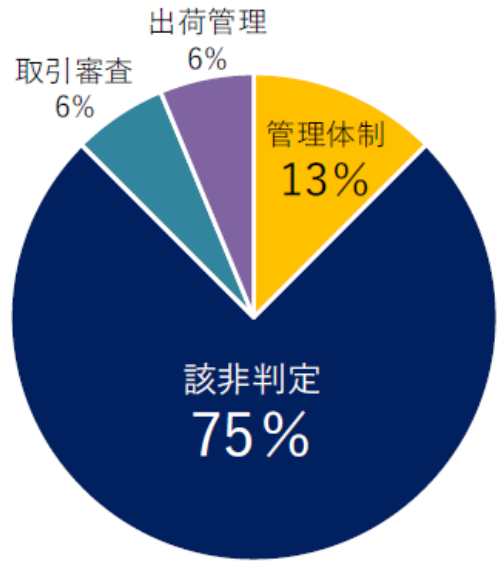


名古屋税関

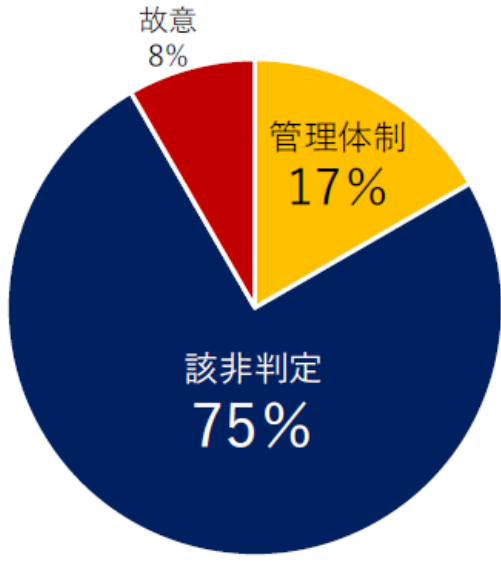
Nagoya Customs



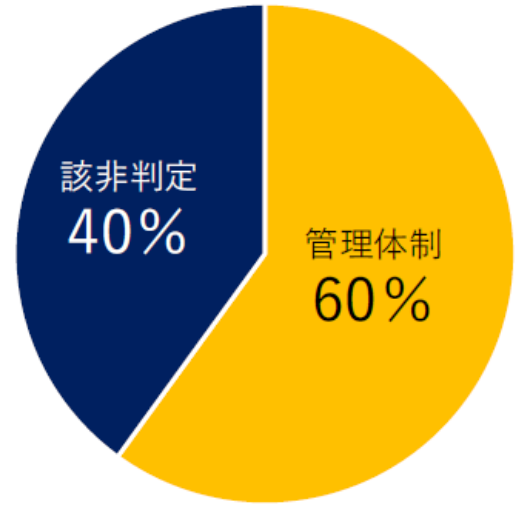
300人超



300~21人



20人以下



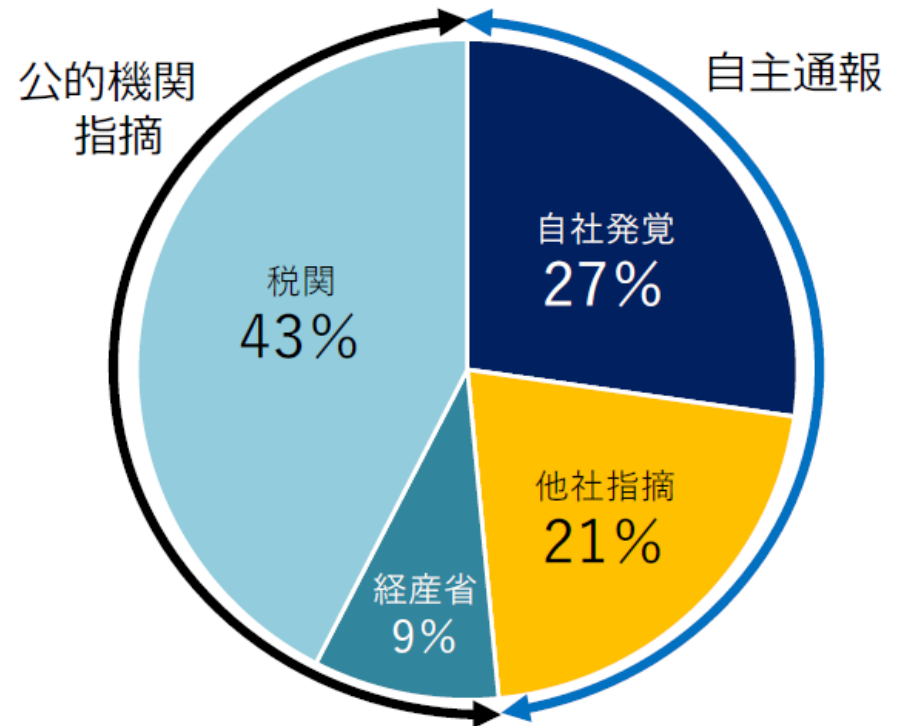
違反原因	300人超	300~21人	20人以下
管理体制	13%	17%	60%
該非判定	75%	75%	40%
取引審査	6%	0%	0%
出荷管理	6%	0%	0%
故意	0%	8%	0%

# 経済産業省公表(④違反発覚の端緒分類別割合)



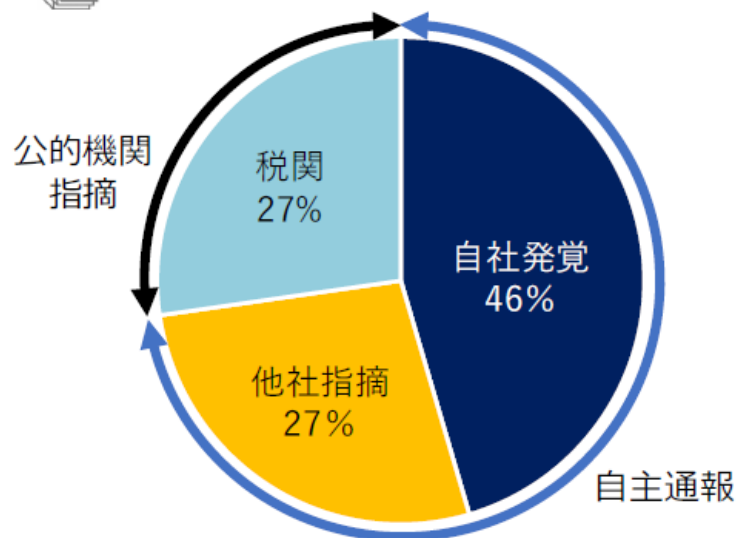
- 自主通報と公的機関指摘の比は、ほぼ**1：1**となっており、前年と構成比は変わらず。
- 端緒別に見ると、**税関の事後調査により発覚した事案が最多の43%**。次いで、自ら違反を発見し通報してきた**自社発覚の事案が27%**。

分類	端緒	割合	合計
自主通報	自社発覚	27%	48%
	他社指摘	21%	
公的機関指摘	経産省	9%	52%
	税関	43%	
	警察	0%	

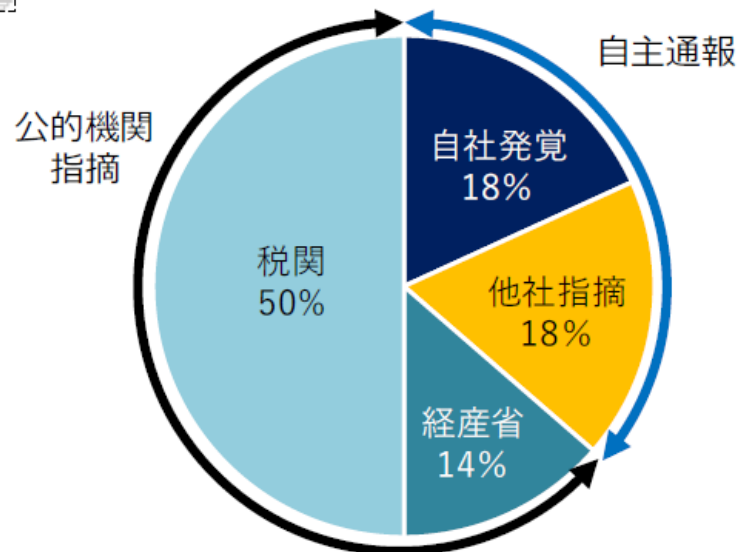


- CP届出企業は、自主通報の割合が約7割を占めており、公的機関の指摘による発覚を大きく上回っている。
- CP届出企業以外は、自主通報と公的機関指摘の割合が4:6である。また、税関による通報が全体数の5割を占めている。自社内での発覚の比率が低い。

CP届出企業



CP届出企業以外



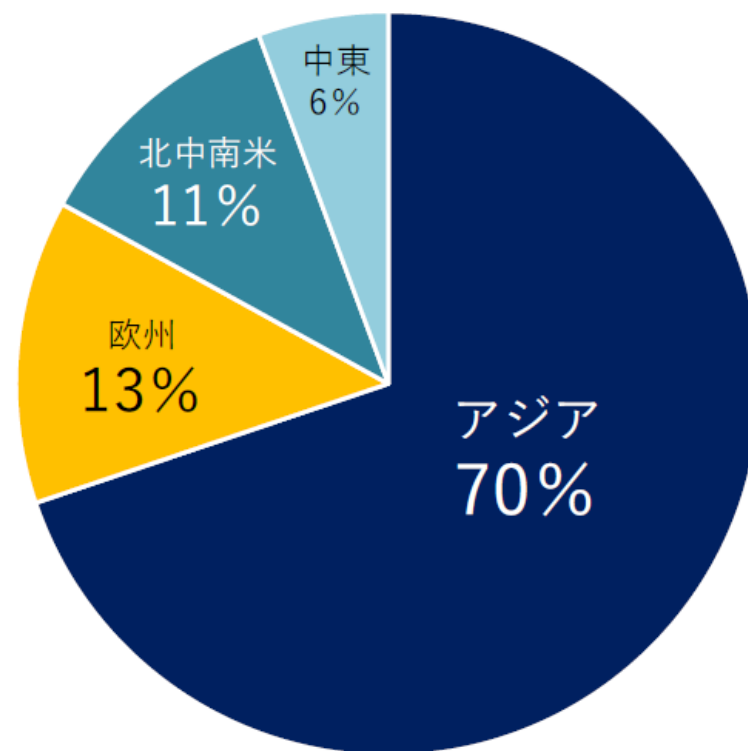
分類	端緒	割合	合計
自主通報	自社発覚	46%	73%
	他社指摘	27%	
公的機関指摘	経産省	0%	27%
	税関	27%	

分類	端緒	割合	合計
自主通報	自社発覚	18%	36%
	他社指摘	18%	
公的機関指摘	経産省	14%	64%
	税関	50%	

- **アジア向けが70%と最多。**
- 次いで先進国を中心とした地域である**欧州及び北米が合わせて24%。**

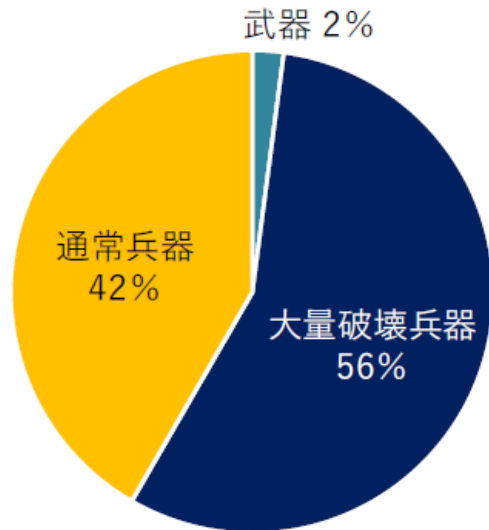
順位	地域	割合
1	アジア	70%
2	欧州	13%
3	北中南米	11%
4	中東	6%

(注)1件で複数の国・地域向けが含まれている場合には、それぞれを個々に計上して算出。



# 経済産業省公表(⑥違反項番別割合)

- 大量破壊兵器関連 (2~4項) の割合が最も多く**56%**。次いで、通常兵器関連 (5~15項) が**42%**、武器関連 (1項) が**2%**。
- 大量破壊兵器関連の中でも、2項該当の貨物及び技術の違反が目立つ。
- 違反全体に占める**貨物の輸出** (外為法第48条第1項) と**役務の提供** (同第25条第1項) の割合は、それぞれ**88%**、**12%**であり、貨物が多い。



分類	割合
武器関連	2%
大量破壊兵器関連	56%
通常兵器関連	42%
キャッチオール	0%

## 項番別上位10位 (赤字は大量破壊兵器関連)

順位	項番	項目	割合
1	2(33)	圧力計	10%
2	10(2)	光検出器	8%
3	10(4)	電子式のカメラ	6%
4	6(2)	数値制御を行うことのできる工作機械	6%
5	2(12)1	数値制御を行うことのできる工作機械	4%
6	2(39)	高速度の撮影が可能なカメラ	4%
7	3(1)	軍用の化学製剤の原料	4%
8	9(7)	暗号装置	4%
9	外2(2)	(役務) 数値制御装置に関する技術	4%
10	外9(1)	(役務) 暗号に関するソフト・技術	4%

**ご清聴ありがとうございました**

